

# 会報 ながの

第175号  
平成21年 夏



長野県土地家屋調査士会



## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命  
不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。
2. 公 正  
品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙写真の説明

標高2500m立山室堂の散策路にて。先人達の苦勞を偲ぶ。  
後方に望む山は浄土山。

(長野支部 小池 純平会員 撮影)

## 目 次

就任の挨拶 .....	会長 宮 下 照 也.....	2
着任のごあいさつ .....	長野地方法務局長 山 本 寧.....	3
会長退任に当たって .....	名誉会長 小 出 國 正.....	4
役員退任の御挨拶 .....	前副会長 藤 森 英 俊.....	6
副会長就任のごあいさつ .....	副会長・業務研修部長 芦 澤 文 博.....	7
副会長就任にあたり .....	副会長(総務部担当) 上 原 兼 雄.....	8
第61回 長野県土地家屋調査士会定時総会議事録 .....		9
総会資料訂正のご報告 .....		14
日本土地家屋調査士会連合会 第66回定時総会 .....	前日調連理事 芦 澤 文 博.....	16
「日調連理事に就任して」 .....	日調連理事 中 塚 憲.....	17
法務大臣表彰受賞にあたり .....	上田支部 若 林 直 之.....	18
東京法務局長表彰を受賞して .....	上田支部 竹 内 睦 夫.....	19
長野地方法務局長表彰を受賞して .....	松本支部 南 百 瀬 正.....	19
連合会長表彰を受賞して .....	松本支部 青 木 完 氏.....	20
第22回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会報告 .....	木曽支部 奥 原 一 吉.....	21
第22回親睦ゴルフ大会に優勝して .....	長野支部 上 原 兼 雄.....	22
各支部の動き		
長野支部・支所研修旅行 .....	長野支部 大 内 一 之.....	23
『調査士の経験談シリーズ』 第2回目 .....	長野支部 西 沢 正 樹.....	24
広報部からの報告とお願い .....		26
お知らせコーナー .....		27
会 務 日 誌 .....		39
会 員 の 動 静 .....		43
俳 句 .....	長野支部 武 田 代 栄.....	44
詰 将 棋 .....	長野支部 北 原 匡 尚.....	44
財務部・広報部の今年度の活動について.....	副会長・財務部長(広報担当) 上 島 孝 雄.....	45
長野県土地家屋調査士政治連盟 役員名簿 [平成21年・22年] .....		46
新 局 長 紹 介 .....		47
編 集 後 記 .....		47



## 就任の挨拶

会長 宮下 照也

平成21年度の第61回定時総会において「凸凹の凹（デコボコのボコ）」だった長野会を全国レベルにまで引き上げられた小出名誉会長の後、重き使命を引き継ぎ、会長に選任いただきました。

連合会での1期と本会副会長としての1期計4年経験から、「土地家屋調査士制度を将来へ如何に継続させるか」と言う不安感を抱き、これを命題に任期を全うしようと決意しました。平成元年は600名ほど居た本会会員数も、本年の5月には451名（法人会員含む）となり、この20年の間に約4分の1も減少している状況は、調査士制度に対する国民の認知度の低さを窺わせるものでもあり、「会員業務は高い社会的評価を受けている。」との連合会役員という言葉は、一般国民へ目を向けたものでなく業界関係者や一部の政治家・官僚が理解を示すだけであり、また、この様なことが若者を中心として魅力ある職業であると捉えられず、受験者数の減少にもつながっている要因と思えるため、「国民への制度広報」を本会事業の最重点課題として取り組みたいと考えています。

本年度は、新役員全員による初事業とし前回役員による理事会で決定事項である、長野県公嘱託登記土地家屋調査士会協会の協力による「世界測地系第一系原点標識設置の記念式典」（連合会会報5月号に詳細記載）の開催、及び

近日中ADR認証取得による新聞・マスメディアを媒体とした広告、並びに、ADR制度・筆界特定制度のPRを兼ねて土地の境界に関する市町村での無料相談会の開催等を検討しております。

次に継続事業となりますが、土地の境界に関する唯一の専門家（国家資格者）として資質の向上のため「会員研修のより一層の充実」図りたいと考えております。

具体的にはD I D地区での測量技術の平準化や裁判外紛争解決制度（ADR）・筆界特定制度に係る知識の習得、オンライン申請利用促進（平成22年1月から登録免許税の軽減措置の施行の予定）の為研修会をその重要度に応じて順次計画していきます。

また、公嘱協会とのより一層の連携、法務局と司法書士会による三者協議会の復活、弁護士会・行政書士会・建築士会・測量士会・宅建業界等隣接関連専門業界との連携を順次模索してゆくつもりですが、これら事業の推進は限られた予算の範囲となるため、計画についてはこれを十分考慮に入れコンパクトで充実した内容となることを念頭において検討しておりますので、会員皆さんの叱咤・激励による参加・協力が不可欠ですのでよろしく申し上げます。

最後になりますが100年に一度の景気の最悪の状況下、会員各位のご健勝と活躍を祈ります。



## 着任のごあいさつ

長野地方法務局長 山本 寧

本年4月1日付けをもって吉崎前局長の後任として、法務省大臣官房秘書課から着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

長野県土地家屋調査士会の皆様には、平素から当局における法務行政の適正かつ円滑な運営に格別の御支援と御協力をいただいていることに対し、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、出身は北海道で、横浜地方法務局を振り出しに法務大臣官房秘書課、法務省人権擁護局、衆議院、法務省人権擁護局、長崎地方法務局、神戸地方法務局、再び法務省大臣官房秘書課を経て、長野地方法務局に勤務することとなりました。

長野局勤務は初めてではありますが、これまで海に面した港町ばかりを勤務してきたこともあり、周りを山々に囲まれ、自然が美しく息づいている信州の地は感嘆の一言でした。

また、信州といえば、蕎麦が名物の1つとしてあげられますが、私自身、蕎麦が好物であり、機会を見つけて、県内各地の蕎麦屋巡りをしたいと思っています。

さらに、今年は7年に1度の善光寺御開帳の年にも当たり、期間中、673万人にもおよぶ観光客が参拝に訪れ、賑やかな沿道の光景が見ら

れましたが、このような年に勤務できる奇縁に限りない喜びを感じている次第です。

さて、現在、我が国は、昨年秋以来、アメリカに端を発した金融危機による世界的な経済不況の影響を受け、大変厳しい経済情勢が続いておりますが、そのような中、社会に新たな活力を与え、生活の質を高め、国民本位の行財政への転換を図るべく、あらゆる面での改革が進められているところです。

法務局の組織及び業務について言えば、定員の純減、支局・出張所の統廃合、乙号事務の包括的民間委託による合理化、登記申請のオンライン利用促進による業務のスリム化等が挙げられます。

当局に関しましては、本年4月1日からは競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、乙号事務の包括的民間委託が本局、上田支局及び諏訪支局で開始されており、今後、順次、拡大される予定となっております。登記のオンライン申請につきましては、昨年1月15日から、特例方式による申請が認められ、また、登記事項証明書等の交付請求も、オンライン申請において、いわゆる私書箱方式あるいは窓口における交付方式が導入されるなど、徐々にではありますが、より利用しやすくなるよう

改善がなされています。

加えて、平成22年1月1日から施行予定の登録免許税の軽減措置につき、建物の所有権保存の登記申請にあっては、当該建物の表題登記の申請をオンラインにより行ったものに限って適用されることになっております。従いまして、これからは、表示の登記につきましても、オンラインによる申請を推進していくことが重要であり、今後とも、利用しやすい環境作りと利用促進に、積極的に取り組んで参りますので、同制度の活用拡大に特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、地図情報システムにつきましては、既に本局、諏訪支局、上田支局、佐久支局及び伊那支局において運用を開始しており、本年度は松本支局及び飯山支局で順次稼働する予定となっております。

さらに、本年度、松本支局管内の沢村地区で登記所備付地図作成事業が実施されますが、これら地図関係の諸施策の推進には、貴会の皆様方の御協力が不可欠であります。

今日、このような変革の時代にあって、長野地方法務局においては、その果たすべき使命を自覚し、法務局に寄せられる声に真摯に耳を傾け、地域住民の皆様の負託に応えるため、今年度も「親しまれ信頼される法務局を目指します」を基本方針とし、職員一丸となって諸施策の推進に努力していく所存でございますので、引き続き、会員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、長野県土地家屋調査士会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げます、私の着任の挨拶とさせていただきます。



## 会 長 退 任 に 当 た っ て

名誉会長 小 出 國 正

三期六年という長きにわたって会長職を務めてまいりましたが、ようやく本年度総会終了をもって退任させていただきました。

これといった実績を残すこともできませんでしたが、役員をはじめとした会員各位のご理解ご協力のおかげで、大過なく過ごさせていただきました。

顧みれば、平成5年に本会理事に就任した早々、一期二年の理事任期が終わったなら、支部長職から続いている役職から足を洗うのだと、勝手に自分の行く末を決めていたころではありましたが、長野支部選出の先輩副会長の突然の退任により、その後を継ぐ結果となりました。

その後は、その当時の会長の補佐に専念してまいりましたが、平成13年、日本土地家屋調査士会連合会の理事に推薦され、一期二年連合会通いを続けてまいりました。

この当時の連合会長西本孔昭氏の叱咤激励と、井の中の蛙が広い世間を垣間見た時の衝撃が、その後の私の進路を変えたと言っても過言ではないと思っております。

連合会報を丹念に読んでいけば、全国の単位調査士会の様子が解らないことはありませんが、連合会において、間近に他会の先進性・積極性を見聞したときのカルチャーショックはかなり強いものでした。

連合会での業務は非常に厳しいものである一方、その任務を楽しんでいた部分もありましたが、上記のショックがかなり強く、早く地元へ戻って長野会を立ち直らせなければならない、という自分勝手な思い上がりも、もう一つは、私のことば不足から、連合会を辞めて本会会長に就任したいのではないかとこの誤解を周囲に与えたことから、やむなく会長就任となった経緯があります。

過去の本会役員は、支部の中でもそろそろ順番が回ってきたので、本会の副会長あるいは理事になる時期だ、といういわゆる「ほった回し」に役員が推薦される事例が続いてきていたように感じます。

少なくとも、役員は進んで創意工夫し、制度の維持発展のため、会務に専念するのが仕事であるはずを、ただふんぞり返って事務局に仕事の指示をするだけとか、または、出身支部の（あるいは自分自身の）苦情伝達役に徹してい

たり、あるいは、地域エゴをむき出しにして、県下全体の実情に目を向けようとしなかったりして、理事職としてふさわしいとは決して言えない時期があったことは間違いのないと思います。

この旧弊を改めるため、理事職は先進会に学ぶとともに、本会のために自ら考え実行し汗を流すことを要求してまいりました。

今から考えれば、自らの無能を省みない厚顔な要請で、汗顔の至りではありますが、それにもかかわらず、一緒になって熱心に会務に取り組んでいただいた役員諸氏に対し、改めて感謝を申し上げます。

ところで、各種制度改革は一段落しましたが、まだまだ油断は出来ません。

いまだ資格者制度見直しについての議論は続いていますし、改善の見通しのない現今の不景気で、食えない会員も出てくる恐れもあります。調査士国家試験受験者の減少も気になるところです。

調査士制度が今後とも絶対安泰とは決して言い難い中、新年度は、宮下会長を先頭とし、新体制のもとに発足いたしました。

その活躍にご期待申し上げますとともに、私も一会員として今後も微力ながら、制度を支えて行きたいと考えております。

なお、去る4月29日、現職会長であったにもかかわらず黄綬褒章受章の栄に浴することができました。これもひとえに会員各位のご指導ご支援の賜であると、深く感謝を申し上げます。

今までお力添えを頂いた各種役員・委員、会員の皆さまに改めて深く感謝を申し上げ、退任のご挨拶といたします。



## 役員退任の御挨拶

前副会長 藤森 英俊

皆様のご協力を頂きこのたびの総会を持ちまして無事広報担当副会長を退任させて頂きました。

2年間、長野会としての広報活動に携わって参りました。昨年4月に全国で30番目に設立された「境界問題解決支援センター長野」設立を機に「ADR」又、「土地家屋調査士の業務」等、沢山の予算をかけ新聞広告を実施してきましたが効果に即効性が感じられなく、広報活動はつくづく気長に時間をかけてゆっくり進めなくてはならないと実感しました。

来年度は調査士制度制定60周年を迎えます。しかし、その職名や業務の内容は一般的に、まだ理解されていないように思われる。先日も物知りとして自負している人に建物の登記を依頼され、登記完了後書類を届けたところ「調査士も登記が出来るのか」と言われがっかりしている。登記は全て司法書士が行うものだと、彼は信じ込んでいるのである。これは我が会が従来より調査士制度啓蒙のために行ってきた登記相談等の活動が他の業種と合同で行われる事が多く、「調査士」単体で行われることが少なかったのでは？

今後はどうしても調査士会独自の啓蒙活動とすることが必要と考える。現在隣接の士業が、その職名、業務の内容ともに一般的には相当の理解を受けているのに比して誠に残念である。

今年度広報の事業計画及び予算に盛り込んで

ある、県下各地において市町村と連携していただき土地家屋調査士自前の「無料登記相談」あるいは「土地の境界問題についての相談会」を実施し、地味ではあるが他の隣接業の行う無料相談とは一線を期した特長ある調査士会の事業を是非立ち上げ制度の啓蒙を図っていただきたい。

個人的には、広報のために日調連の総会に出席する機会を得たことは有意義であった。

新宿の京王プラザホテルにて全国より代議員が集い調査士会の運営、将来について決定する最高会議である。それぞれの担当者が熱心に研究し、企画されているのは理解できるのだが、何かそれが一般の調査士の日々の業務の中での悩み・希望と、目指すところがことのほか乖離しているように感じた。やはり会の運営は地に足を着け、国民から名実ともに認知をうけた制度を定着させるよう望むところである。形式、規則にばかりに目を向けず調査士会と会員の将来に重きを置いたものにしたい。

「会報なごの」の発行については原稿の依頼に対し快く寄稿いただき心より感謝いたします。

今後もっと多くの会員が誌上で意見を発表し、より良い長野会の運営に寄与されたいと思います。

多くの方々の協力を得て任務を全うできたことに対して御礼を申し上げ、益々の長野会の発展をお祈りし退任の挨拶と致します。



## 副会長就任のごあいさつ

副会長・業務研修部長 芦澤 文博

この度の総会において、南信地区からの推薦を受け副会長を拝命いたしました。宮下会長の新体制の下、会長を支えて全力で務めたいと思っています。今期は、会長の方針により副会長・部長制となり、業務研修部長も兼任することになりましたので、更に責任の重さを感じています。

昨年まで4年間業務研修部担当理事として、またこの2年間は、日調連理事としても務めさせていただきました。この間多くの方々との出会い、違った世界でたくさんの貴重な経験をさせていただいたことにお礼を申し上げます。どこまで力を尽くせたか疑問ではありますが、この経験を活かして少しでも長野会のために貢献できるよう務める所存です。

業務研修部の分掌する分野は、範囲が広くかつ会員の日常業務に直接関係する重要な事項がたくさんあります。昨年度からの承継事項として、調査測量実施要領の継続的な学習と93条調査報告書や報酬問題との関係の研究、オンライン申請促進、地図・地籍情報や基準点に関する事項、更に境界鑑定や筆界特定とADRの関係等々について取り組んでまいります。

研修については、その目的や到達目標をできる限り明確にして、会員の資質の向上のための

有意義な研修会を実行できるように計画していきたいと考えています。昨年試行しました土地家屋調査士CPD（専門職能継続学習）についても、今後の本格的な運用、活用に向けてさらに検討してまいります。

このように、業務研修部の仕事だけを考えてみても、お受けした役職の責任の重さを痛感しております。まして副会長本来の職務となると、まだしっかり認識できておりませんが、現在のように業務環境が厳しい状況下にあっては、会の運営にも柔軟で多面的な発想が必要だと思えます。会員の皆さんからの多くのご意見やご指摘をいただきながら頑張っ参りたいと思えます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。





## 副会長就任にあたり

副会長（総務部担当） 上原 兼雄

去る5月22日の県の総会において、再度、副会長の選任を受けました。

前期は、小出会長のもと1期2年にわたりまして総括財務担当の副会長を務めさせて頂きました。

今回は、総務担当を2年間務めさせて頂きまず。

現在、私達土地家屋調査士を取り巻く状況は、昨年来の世界的な不況により大変厳しいものがあります。特に、我々が直接関わる建設及び不動産業界は、昨年にとどまらずかなり以前から低迷が続き、今回の100年に一度と言われている大不況と併せ底抜け感さえもする状況下にあります。会の予算におきましても、ここ数年来の事件数の減少により証紙の売上数も減少傾向であり、予算を組むのにも財務において難儀をした次第です。

会員個々におかれましても、事件数の減少は直接自己の生活や事務所経営に響くものであり、今後の景気動向が一段と危惧されるところであります。会の安定的な運営を図るには定額会費をお願いすべきではありますが、昨年の執行部において比例会費を廃止として、定額会費へ移行の検討も行いました。しかしながら昨年来の不況下、個々の会員の皆様に更なる御負担を強いることは、会員皆様の御理解を得るのは難しいだろうとの結論になり、再度検討を要するとの事で、今後引き続き財務、総務部の双方におい

て検討することになっております。また、これに併せ経費の節減を行うことは当然のことと考えおります。

現在、総務部では、みなし退会の規定についても検討をおこなっております。

一部の会員の会費未納等があり、事務局において事務処理を行う上でも大変不都合を生じております。今後、みなし退会の内容を検討の上、整備し早急に対応できるよう考えております。

この六月に東京で開催されます日調連の総会に土地家屋調査士倫理規程が提案され、決議されるものと思われまふ。この倫理規程は、私が土地家屋調査士として、又、資格所有者として業務を行っていく上で当然自ら自覚し守らなくてはならないものでありますが、連合会総会の決議を受け、長野会としても会則の中にどのように規するか、総務部会の中で検討を行い会員の皆様に早急にお知らせしなければならないこととあります。

事務局も塚田前局長の定年に伴い関局長に代わり、しばらくの間は事務局の事務処理も会員の皆様に色々と御迷惑をおかけすることも多いと思ひますが、総務部として事務局との連絡を密にして事務処理等を迅速に処理できるよう心がけていく所存であります。総務担当副会長として、宮下会長のけじめある会務運営を支えていく所存でありますので1期2年間、会員一人一人の御協力と御鞭撻を宜しくお願ひします。

## 第61回 長野県土地家屋調査士会定時総会議事録

日時 平成21年5月22日（金曜日） 午後1時45分開会

場所 松本市里山辺527 松本美ヶ原温泉 ホテル翔峰

北澤理事の司会により上原副会長が開会を宣言する。

冒頭、司会者より議長選任について議場に諮ったところ、司会者一任の発言があり、司会者は、議長に木曾支部越取淳一会員を指名した。

議長登壇

副議長、議事録作成者、議事録署名人を指名します。

副議長	木曾支部	原 秀一	会員
議事録作成者	木曾支部	深澤 臣夫	会員
	松本支部	田中 芳典	会員
議事録署名人	木曾支部	今井 洋明	会員
	松本支部	田中 昇	会員

副議長登壇する

議長 - 挨拶

副議長 - 挨拶

議長 - 出席状況の報告を求めます。

副議長 - 本大会の出席者数を報告します。

会員総数449名

本日の本人出席数170名、委任状提出者196名

合計366名でございます。

議長 - 以上により、組織会員数の過半数が出席していますので、会則第46条特別決議の要件を満たし、本総会は適正に成立しました。

議長 - 議事日程は、総会召集通知のとおり、本日午後3時45分とまでとし、上程議案は、総会資料記載のとおりとします。本総会議案書に字句等の訂正がありますので、執行部より説明願います。

北澤理事 - 目次の審議事項、第5号議案50～51ページを76～77ページに、参考資料52ページを78ページに訂正願います。続いて18ページの平成20年度各種会議等開催回数一覧表の合計数ですが、後ほど会報にて皆様に報告いたします。

議長 - 報告事項及び第1号議案を一括付議することに異議ありませんか。

会場 - 異議なしの声

議長 - 異議なしと認めます。報告事項 平成20年度会務及び事業報告の件、第1号議案 平成20年度収入・支出決算書承認の件を議題とします。提案者の説明を求めます。

上島副会長 - 報告事項 平成20年度会務及び事業報告の件の報告

## 各部の事業報告

総 務 部 荒井総務部長

業務研修部 松本業務研修部長

広 報 部 奥原広報部長

議長 - ここで、監事の監査報告を求めます。

北村監事 - 監査の結果いずれも適正正確に処理されていることを報告します。

議長 - ただいまから質疑・応答に入ります。質疑は議案ごと順に発言を許可します。質疑者は所属支部名、氏名を述べた後、発言してください。第1号議案 平成20年度収入・支出決算書承認の件を原案どおり決定することに異議ありませんか。

会場 - 異議なしの声

議長 - 異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり決定されました。次に第2号議案 平成21年度事業計画(案)決定の件、第3号議案 平成21年度収入・支出予算書決定の件、以上、議案2件を議題とします。各件について提案者の発言を求めます。

上島副会長 - 第2号議案 平成21年度事業計画(案)決定の件を説明

小山財務部長 - 第3号議案 平成21年度収入・支出予算書(案)の件を説明

議長 - ただいまから、質疑・応答に入ります。質疑は議案ごとに発言を許可します。

小林会員 - 伊那支部の小林宏美です。事業計画の研修についてですが、昨年、伊那支部の役員をやっていた中で、研修会の日程等が支部の日程と重なることがあり、調整するのに苦労しました。例えば、研修が何月頃とか何月何日にやるとわかれば - ありがたいです。いつ位にどんな内容の研修会をやるとか計画が立てられないものなののでしょうか。議案書を見る中では、何月にどういう研修会をやるのかという事までは議案されていないみたいですが、そういった事も是非、今回の総会後の理事会の中で検討されて、各支部に早い時期に知らせてほしいと思います。とても大事なことだと思うので、よろしく願います。私も極力参加しようと思っておりますが、研修に毎回参加できないという会員も中にはいる様な気がします。それから、業務研修部の「報酬に関する調査及び研究」という項目がありますが、具体的にはどのような事をされているのかわかる範囲で結構ですでお答えいただきたい。

議長 - 以上をもって、質疑を打ち切りとし、これより執行部の答弁を求めます。

松本業務研修部長 - 伊那支部の昨年の件は私も存じております。本年はすでに「会報ながの」等にも掲載いたしました。会場としては松本の文化センターで7月8日(水曜日)、11月17日(火曜日)を抑えております。研修内容としては相馬先生の講師で行う予定となっております。二件目の講習会に関してですが、43ページの1.業務に関わる調測要領の継続的学習、5.93条不動産調査報告書の継続的啓発、8.報酬に関する調査及び研究の3核で全ての項に一致するという事で、昨年度「92条の調査測量実施要領」を今回制定するという事で勉強会を全員参加型で始めております。その要領が93条に繋がっていく事、そしてそれが報酬に繋がって行く。それを皆で共有していくという事をわかっていただきたい。これで93条の重

要性がわかり、報酬が確立されていく。本年度は皆で中身を決めていく事でガッチリとした本会を皆さんと共に作り上げていきたいと思っております。

議長 - よろしいでしょうか。

小林会員 - ありがとうございます。

議長 - 以上をもって答弁を打ち切り、これより採択にはいります。第2号議案 平成21年度事業計画(案)決定の件を原案どおり決定することに異議ありませんか。

会場 - 異議なしの声

議長 - 異議なしと認めます。続いて第3号議案 平成21年度収入・支出予算書(案)の件を原案どおり決定することに異議ありませんか。

会場 - 異議なしの声

議長 - 異議なしと認めます。第3号議案は原案どおり決定されました。次に、第4号議案 本会会則92条調査測量実施要領を定める件を議題とします。提案者の説明を求めます。

松本業務研修部長 - 本会会則92条調査測量実施要領の説明。

議長 - ただいまから質疑・応答に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

熊谷会員 - 松本支部の熊谷良樹です。「街区基準点測量実施マニュアル」の作成を要望いたします。

議長 - そのほかに質疑のある方。

内山会員 - 長野支部の内山威です。一つ確認させていただきたいのですが、59ページ第28条の上記の表なのですが、26条と非常にかげ離れていると思います。どのような考えで記載しているのでしょうか。自分で自分の首を絞めかねません。その為に誤差というものが認められているのではないのでしょうか。あまりにも厳しく設定しすぎているように感じます。

議長 - そのほかに質疑のある方、いらっしゃらないようなので、以上をもって質疑を打ち切りとし、これより答弁にはいります。

松本業務研修部長 - 熊谷会員からの要望は承りました。今回の件に関しご協力をいただければと思います。よろしいでしょうか。

熊谷会員 - ありがとうございます。

松本業務研修部長 - 続きまして、28条の件ですが、単位をあらわしているものです。下の運用のところにあります「土地建物実地調査要領」というのは地方法務局に掲載されているものと同じくさせるように書いてあるものを掲載させていただきました。

内山会員 - 今の説明ではわかりかねます。例えば、座標値がmm単位になれば面積は7桁まで出す意味がないのではないのでしょうか。それにこのように厳しいものが世の中の指針とされても困ります。

松本業務研修部長 - ここに標準とありますので参考にさせていただければいいと思います。しかし、紛らわしいようであれば、私の考えなのですが28条は削除させていただきます。

議長 - では、ただいまの件につきまして提案がありました第28条ですが、削除をしたほうがいいのか否か採決をとりたいと思います。

菘輪会員 - ハイ。上田支部の菘輪佳明です。この件については皆さん研究されていると思います。

総会で決議された後の有効性というのは適時変わる物なのではないでしょうか。それに、この件を総会でなぜ決議しなければならないのでしょうか。今後、このような事があった場合、変更するにはどのような手続きが必要なのか説明していただきたいと思います。

松本業務研修部長 - 75ページの98条「要領の改廃」にあります。『この要領を改廃するときは理事会の決議を経なければならない』ということであります。

菘輪会員 - では、いったん決めたからといって変更が出来ないというのではなく、有効性があり、会員や国民のためになることであれば理事会で廃止が出来たり変更も出来るというふうに理解してもかまいませんね。

議長 - 今後、色々と問題点があれば、新体制がスタートをしますので各支部を通じて理事会へ問題提起をしていただきたいと思います。それでは以上をもって答弁を打ち切り、これより採択にはいります。本会会則92条調査測量実施要領を原案どおり決定することに異議ありませんか。

会場 - 異議なしの声

議長 - 第4号議案 本会会則92条調査測量実施要領は原案どおり決定されました。

会場 - 28条は削除しないのですか。しないのなら、先程の発言はどう捉えればいいのでしょうか。

議長 - それでは28条を削除したほうがいいと思う方、挙手をお願いします。しないほうがいいと思う方、挙手をお願いします。ただいまの結果、削除したほうがいいと思う方が多数でしたので、28条については削除ということで再び採決をとりたいと思います。第4号議案 本会会則92条調査測量実施要領を変更案とおり決定することに異議ありませんか。

会場 - 異議なしの声

議長 - 第4号議案 本会会則92条調査測量実施要領は変更案どおり決定されました。次に第5号議案 役員改選の件を議題とします。提案者の説明を求めます。

議長は本議案を上程して提案者の説明を求め、会長から提案理由が説明された。

議長は佐藤選挙管理委員長に報告を求めたところ、佐藤選挙管理委員長は、役員等選任規則に基づき、4月10日告示、5月8日立候補を締め切ったところ、立候補者数が平成20年12月25日開催の理事会で定めた会員選任数以内であったため、役員等選任規則第26条の規定に基づき、立候補者全員を無投票当選とした。また定数に満たなかった理事1名については、選任規則第30条の規定に基づき、選考委員から選考させた旨を述べて議長へ名簿を提出する、議長は受け取った選任名簿を読み上げ、役員等選任規則第28条に基づき以下のとおり指名を告知。

会	長	宮下 照也	会員(松本)
副	会	長	上原 兼雄
		上島 孝雄	会員(長野)
		上島 孝雄	会員(上田)
		芦澤 文博	会員(飯田)
理	事	北澤 正夫	会員(長野)

理事	佐藤 恵明	会員（長野）
	海野 正寿	会員（飯山）
	蓑輪 佳明	会員（上田）
	前田 博志	会員（佐久）
	武井 邦夫	会員（諏訪）
	中塚 憲	会員（伊那）
	金田 政孝	会員（飯田）
	竹内 喜英	会員（松本）
	丸山 和重	会員（松本）
	菅澤 徹夫	会員（大町）
選任された理事	松本 誠吾	会員（長野）
監事	小池 憲造	会員（長野）
	村松 誠一	会員（上田）
	宮本 恒政	会員（諏訪）
網紀委員	市川 義雄	会員（飯山）
	宮下 和美	会員（上田）
	中川 郁雄	会員（佐久）
	井出 勇	会員（諏訪）
	井口 正義	会員（伊那）
	小泉 栄一	会員（松本）
	深澤 臣夫	会員（木曾）

以上、拍手多数で承認された。続いて議長は役員等選任規則第35条に基づいた会長指名理事2人の氏名 荒井正行会員（長野）、伊藤正彦会員（上田）を読み上げ、議場に諮ったところ拍手多数にて承認された。

議長退任 - 議長は全ての議案審議が終了したことを宣言し、出席者の協力に対し礼を述べ、副議長と共に降壇した。

司会者により上島副会長に閉会の辞の指名がなされ、上島副会長が閉会を宣言し、午後3時45分定時総会は閉会した。

この議事録の正確なことを証するため、議長及び議事録署名人は署名捺印する。

議長 越 取 淳 一

議事録署名人 今 井 洋 明

議事録署名人 田 中 昇

# 総会資料字句訂正のご報告

## 【報告事項】 平成20年度各種会議等開催一覧表 2

総会資料P18

	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
37	日 調 連 総 会			1									
38	日 調 連 役 員 会												
39	日 調 連 研 修 会										1	1	2
40	日 調 連 広 報 担 当 者 会 同						1						
41	日 調 連 境 界 鑑 定 研 究 講 座												
42	全 国 会 長 会 議						1				1		
43													
44													
45	関 ブ ロ 定 例 総 会				1								
46	関 ブ ロ 会 長 会 議			2		1			1				1
47	関 ブ ロ 監 査 会		1							1			
48	関 ブ ロ 研 修 委 員 会									1			
49	関 ブ ロ 総 務 担 当 者								1				
50	関 ブ ロ 広 報 担 当 者						1		1				
51	関 ブ ロ 業 務 研 修 担 当 者								1				
52	関 ブ ロ 新 人 会 員 研 修 会						1						
53	関 ブ ロ 財 務 担 当 者								1				
54	関 ブ ロ 内 会 長 ・ 日 調 連 選 出 役 員 打 合 会											1	
55	関 ブ ロ 会 長 ・ 公 嘱 理 事 長 打 合 会						1						
56	関 ブ ロ 会 長 ・ 政 連 会 長 打 合 会								1				
57	関 ブ ロ 管 内 単 位 会 定 時 総 会		8										
58	関 ブ ロ 管 内 単 位 会 研 修 会												
59	関 ブ ロ 親 睦 ゴ ル フ 大 会								1				
60	関 ブ ロ オ ン ラ イ ン 登 記 申 請 促 進 担 当 者 会 同								1				
61	長 野 地 方 法 務 局 打 合 ・ 式 事	2		1	1	1	1			1			
62													
63	一 日 合 同 行 政 相 談 所		1				1	1					
64													
65	そ の 他 研 修 会									4			
66	そ の 他 諸 会 議	2						1					1
67	各 単 位 会 ・ 他 団 体 会 議 ・ 催 事 ・ 視 察	2	1	2	1		1			1	3	1	1
68	本 会 見 学 研 修 ( 中 学 生 来 館 )									2			
69													
70													
	計	6	11	6	3	2	8	2	8	10	5	3	5
	合 計	24	16	19	12	8	17	8	13	18	10	8	13

## 平成21年度・22年度 役員名簿

役職	担当部	氏名
会長		宮下 照也
副会長	総務部担当	上原 兼雄
"	財務・広報部担当兼 財務部 部長	上島 孝雄
"	業務研修部担当兼 業務研修部 部長	芦澤 文博
理事	財務部次長	中塚 憲
"	総務部長	荒井 正行
"	総務部	前田 博志
"	"	武井 邦夫
"	"	竹内 喜英
"	業務研修部次長	菅澤 徹夫
"	業務研修部	佐藤 恵明
"	"	海野 正寿
"	"	蓑輪 佳明
"	"	金田 政孝
"	"	丸山 和重
"	広報部長	松本 誠吾
"	広報部	北澤 正夫
"	"	伊藤 正彦

### 監事

代表監事	小池 憲造
監事	村松 誠一
"	宮本 恒政

### 綱紀委員会

委員長	小泉 栄一
副委員長	井口 正義
	市川 義雄
	宮下 和美
	中川 郁雄
	井出 勇
	深澤 臣夫

### 支部長会

長野	寺島 範昭	議長
松本	青木 完氏	副議長
飯山	清水 明夫	
上田	久保田勝芳	
佐久	塩川 靖雄	
諏訪	堀口 隆	
伊那	関 昭夫	
飯田	宮下 富男	
木曾	越取 淳一	
大町	藤原 賢司	

## 日本土地家屋調査士会連合会 第66回定時総会

前日調連理事 芦澤文博

第66回日本土地家屋調査士会連合会の定時総会が、6月15日・16日の二日間にわたり、東京新宿の京王プラザホテルで行われました。日調連の総会は、代議員制がとられています。総会の構成員は、全国単位会の会長と代議員（会員数により長野は2名）、連合会の正副会長と理事の総勢186名で構成されます。長野会からは、宮下会長、上原・上島両副会長と私の4名が出席しました。

平成20年度の事業報告、一般・特別会計収支決算報告、平成21年度の事業計画、会費の値上げにより総額5億5千万円超となった一般会計予算等が審議され可決決定しました。事業報告や本年度の計画については、調査士業務の根幹に係ることから連合会の姿勢にまで及ぶ数多くの意見、質問、要望等が事前に寄せられていて、時間が足りないほど活発な議論が行われました。また、「会員のさらなる倫理意識の高揚と品位の向上を図り、土地家屋調査士法第2条に規定される職責を果たすため」という趣旨のもと、『土地家屋調査士倫理規程』が総会決議となりました。

本年度は役員改選期です。各ブロック推薦による副会長4名、理事21名、監事3名については定数ということで決定しましたが、会長には現会長の松岡直武氏と副会長の下川健策氏の2名が立候補し選挙となりました。所信表明演説では、両候補とも土地家屋調査士の業務や制度の発展と、専門資格者としての責任と社会貢献について訴えていました。全国ブロック代表で組織された選挙管理委員会のもと、初日に総会の構成員186名による厳正な投票が行われ、2日目の開票の結果、松岡氏98票、下川氏87票

（無効票1票）の僅差で松岡氏が当選し、3期目の会長に決定しました。長野会からは、関東ブロックの推薦で中塚憲さん（伊那支部）が理事として承認されました。中塚理事には、長野会の財務担当理事と兼任で大変かと思いますが、持ち前の若さとバイタリティーで長野会とのパイプ役として、また全国の土地家屋調査士のために頑張ってくれるよう期待します。

議事に先立って行われた式典では、法務行政の円滑な運営と土地家屋調査士制度の発展に寄与した功績で、全国で19名の方が法務大臣表彰を受けられました。長野会では、元副会長の若林直之さん（上田支部）が森英介法務大臣より表彰状を授与されました。

例年この時期に全国の会員の応募による写真コンクールも開かれ、総会会場のロビーに展示されます。元長野会会長で現相談役の太田正人さん（松本支部）の「願いをこめて」が、見事最高賞の連合会長賞に輝きました。太田さんは何度もこのコンクールに入選され、昨年も銀賞となり日調連会報の表紙を飾っていますが、今回は最高の会長賞受賞ということです。また、同じく松本支部の古幡琢郎さんの「溪流に咲く花」も昨年に続き銅賞を獲得されました。お二人とも、おめでとうございます。





## 「日調連理事に就任して」

日調連理事 中 塚 憲

日本土地家屋調査士会連合会には23人の理事がいます。各会から1名ではなく、各ブロックから推薦を受け総会で選考される21名に、常勤の専務理事、常務理事各1名を加えた23名で構成されています。関東ブロック11会からは7名が候補として挙がり、私も6月15日、16日の第66回定時総会で連合会理事の1人として選考されました。

本会理事としては2期目となります。1期目は小出会長の下で業務研修部に配属され、境界鑑定委員と表示登記研究委員を務めました。引き続き今期は、宮下会長の下で、財務部次長として務めさせていただきます。

少し自己紹介をします。私は養子に入った中塚家が土地家屋調査士を生業にしていたことから、この資格を目指しました。試験合格が平成3年、登録は平成4年です。この業界にお世話になって18年、年齢は49歳になります。所属支部は伊那支部です。

本会の理事会もそうですが、連合会の理事会は「礼に始まって礼に終り」ます。総会閉会の直後の初顔合わせも、7月1日、2日に連合会館で行われた第2回（役員改選後では初回）理事会も最初と最後に起立して礼をしました。連合会の理事会が2日に渡るの、総会と同様、北は北海道、南は九州から理事が集合するため

で、1日目は午後、2日目は午前中が理事会にあてられ、2日目の午後は各部会にあてられることが多いようです。

さてこの理事会において、私は広報部に配属されました。联合会報「土地家屋調査士」の編集や制度広報を担当する部署です。担当副会長、部長、次長、私を入れて4名に、連合会事務局から2名、全国の広報部員数名という体制で、具体的に何をしているかは「Eメールマンスリー」（これも広報部の担当ですが）を読んでみてください。このほか来年に迫った制度制定60周年にかかる記念事業も、準備委員会や実行委員会とともに広報部の担当となっています。

こんな節目の時期に、経験の浅い者に何ができるのか、ほんとうに「未知数」としかいいようがありませんが、自分としてやれる範囲で努力をしてみようと思います。

よろしく願いいたします。



## 法務大臣表彰受賞にあたり

上田支部 若林直之

### 【皆様に感謝】

受賞に一つの区切（引退か、引退の肩たたきか）があるとすれば、今までどれだけの皆様にお力添えを頂いた事だろうか。謹んで心より感謝いたします。

### 【2009年6月15日の雑記】

受賞のため、1年ぶりの東京出張である。この時期背広を着ての東京行きは、少し難儀であるが、今朝は6月にしては涼しく体に違和感はない。

どちらかと言うと、コーヒーはあまり飲まないほうであるが、新幹線でのモーニングコーヒーは特別好きである。同乗者新役員3名も、私を迎え入れてくれて、うれしい限りであった。

新宿駅に降りた時、3年前に定時総会の出席もこれで最後かと開放感いっぱいでの帰路に着いたことをふと思い出した。が、京王プラザホテルの会場に足を踏み入れたとたん、いきなり現役に戻ったかの錯覚さえ覚えた。そこに、力強い未来を感じた。

受賞者19名の内、最後で名前を呼ばれての受賞であった。ワカバヤシの姓はそのてんは気が楽である。19名の内、何人かは挨拶を交わす仲間が居て時の流れ

を感じた。

### 【今までの事】

まったくの私事で恐縮であるが、私は戦後の昭和21年1月中国満州で生まれ、その年の8月引き上げてきた。（きたそうである）

未だに胎教のせい、戦争（落下傘部隊）の夢を良く見る。それから、63年と少しの時間を生き、土地家屋調査士を職業として生活してきた。

そして時の悪戯か、本会役員（業務研修担当）を仰せ付きり、不登法改正、ADR設立時に出会したが、聡明な仲間に支えられ、懸命に勉強してきた事が今でも大きな財産になっている。



## 東京法務局長表彰を受賞して

上田支部 竹内 睦夫

去る5月22日開催された第61回定時総会において7名の会員に東京法務局長表彰が授与され、私もその一人として受賞の栄に浴しました。大変光栄に思いますとともに、これまでお世話になって参りました皆様に感謝し厚く御礼申し上げます。次第でございます。

当日の式典では大町支部の藤原会員が受賞者を代表して意を尽した謝辞を述べて下さり、何も付け加えるべき言葉がないのですが、会報に感想を寄せよとのご下命ですのでいささかの感懐を書かせて頂きます。

表彰の対象になるというようなことは全く考えておりませんでしたので、まずは驚いたと言うのが率直なところでした。そして来し方を顧みると、果して私が受賞に値するのだろうかという忸怩たる思いが湧くのですが、この表彰を叱咤と受けとめ精進の糧とさせて頂きたいと考えております。

受賞にあたっての今ひとつの感想は、まことに平凡ですが、月日の経つのは早いなあということです。開業からいつしか30年を過ぎ、その自覚もないまま既にベテラン組になってしまし

た。改めて考えると自分ながらびっくりしてしまいます。

折からわが業界は激しい変化の時代を迎えており、時に戸惑うこともあるし、ついぼやきたくなる場面にも遭遇します。しかしこれを「外から押しつけられた変化に何とか対応して行かなくては」と捉えるのは精神衛生に良くありませんから、できるだけ前向きに取り組んでいきたいものです。そして技術や制度の変化に対応しつつ、変化しないものの方にも十分目を配ることが大切ではないかと、やや負惜しみ気味ながら思っております。

改めて御礼申しあげますとともに、今後とも一層のご指導をお願い申しあげる次第です。



## 長野地方法務局長表彰を受賞して

松本支部 南 百瀬 正

この度、定時総会において長野地方法務局長表彰をいただき、まことに有難くお礼申し上げます。開業して20数年、年数は経りましたが、法

務行政に寄与したかどうかとなると、はなはだ疑問です。何はともあれ法務局、土地家屋調査士の皆様ののおかげであり、感謝申し上げます。

開業した頃、同時期に開業した仲間5人のグループが出来ました。気の合う仲間に恵まれ、例会は月1回、目的は飲み会でしたが、毎回、調査士業務の話に終始しました。それぞれに得意の分野があり、困ったときには誰かに聞けば大概のことは解決できました。教えたり教わったりする中で感じたことは、自分ひとりの知識なぞ微々たるもので、ひとつ教えることで5人いれば5倍になって返ってきました。おかげでずいぶん多くのことを学ぶことができました。

最近は例会もちょっと休憩の状況になっていますが、今は調査士業務の内容も変わり、与えられた業務の幅も広がり、より高度な判断を求められています。調査士の業務の急激な変化に対応していくためには、また以前のような、一人ではなく5人分のパワーが必要ではないかと思っています。特に境界に関する問題等は、

長年の経験を持ち寄り豊富な事例を共有することで、よりの確な判断ができるものと思っています。

ここまで調査士会、先輩、グループの皆さんに助けられ、また屁理屈を聞いていただき、長年業務をつづけることが出来ました。ありがとうございました。



## 連合会長表彰を受賞して

松本支部 青木完氏

この度第61回定時総会式典において、連合会長表彰の受賞を賜り、身に余る光栄と心から感謝申し上げます。

昭和52年に登録以来32年にわたり、地域の皆様より仕事の依頼を受け、報酬を頂き、長く業務をして来たただけなのにと、ちょっぴり心苦しくもあります。大した苦情もなくここまで来れたのも、今は亡き先輩の調査士、会員の皆様、法務局の皆様のおかげと感謝申し上げます。

振り返ってみれば30年程前の地積測量図は、単に分筆の面積を出す為だけのものであり、今は筆界の位置の特定ができるものになりました。調査報告書も30年間保存となり、筆界特定等の事件の参考にする重要な資料となり、調査士業務が益々重要視されることとなりました。

今後も自分が責任を持てる業務をしなくてはと、再確認をしているところであります。

この4月から私も松本支部長となりました。微力ながら会の発展に努力する所存であります。今後も皆様のご指導とご支援をお願いして、感謝の言葉といたします。



## 第22回長野県土地家屋調査士会 親睦ゴルフ大会報告

木曾支部 奥原 一吉

第22回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会が、総会翌日の5月23日11組44名の参加をいただき、松本カントリークラブにて開催されました。

当番支部は木曾支部でしたが、人数が少なく総会が松本市での開催ということで、松本支部の応援を受け、ゴルフ場への対応、交渉、実行計画、賞品の手配、会計決算等々何から何まで大変お世話になりました。

この場を借りて再度御礼申し上げます。

当日は気温が高くなると予想されましたが、実際はそうでもなく、快適なゴルフ日和となりました。

記念写真は、ゴルフをやらない松本支部の太田先生に、わざわざご来場いただき、開会式の時撮影、そして表彰式の際には、全員に写真を配布していただきました。あらためて感謝申し上げます。

午前8時28分、アウト竹下ゴルフ同好会会長、イン宮下本会会長の始球式のあと、優勝を目指してそれぞれ同時スタートしていきました。

今回は、名門松カンということで、費用的にご負担が厳しかったと思いますが、広々としたコースで、日頃のストレスの解消にもなったと

思いますし、なによりも会員同士の親睦が図られたものと思います。

そんな中、参加いただけなかった支部もありますので、年に一度の大会であり誘い合って是非大会を盛り上げていただければと思います。

さて成績のほうですが、長野支部上原副会長、優勝おめでとうございます。

アウト46イン40グロス86ネット72.8という立派なスコアでした。

準優勝はアウト41イン38グロス79ネット73.0で、合わせてベスグロも獲得の木曾支部の越取さん（はじめに幹事だから遠慮しなさいと言っておいたのに、ボールを見ると真剣になってしまっんですね）、3位はアウト53イン56グロス109ネット73.0で松本支部の竹澤さん、それぞれおめでとうございます。

また上位入賞の皆様、ドラコン、ニアピンコンテストにおいては、普段の実力を発揮され獲得された皆様、それぞれおめでとうございます。

参加された皆様は、ゴルフに真剣に取り組み、そのレベルの高さが伺われます。

またシニアと呼ばれる人たちにも多数参加していただきました。

飯田支部の竹下同好会長はじめ伊那支部の西村会員等々（年令のことを言っでは失礼なのですが）元気にその歳までゴルフができたらいいなあと、個人的には思いました。

ゴルフはスコア、年令に関係なく楽しめるスポーツですので、次回以降の大勢の参加を期待します。

ふつつかな幹事でありましたが、お許しいただき、御礼かたがた報告と致します。



## 第22回親睦ゴルフ大会に優勝して

長野支部 上原 兼雄

第22回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会が松本カントリーで開催されました。当日、本当にさわやかな五月晴れの中、参加人数44名11組で会員同士和気藹々の中で行われました。

前日の定時総会後の懇親会、二次会、三次会と睡眠不足の会員も、好きなことをやるとなると皆アスリートの顔になり、人間好きなことをやるとなると顔つきも変わるものだと感心した次第です。練習グリーンでのパター練習では、真剣な様子を伺うことができました。

スタート時間も迫り、毎回、松本の太田先生の御配慮により全員揃って記念写真の撮影を行ってから、アウト・インの両コースより第1組からスタートして行きました。

私は、インスタートの3組目で飯田支部のAさん、松本支部のTさん・Aさんのお三方と一緒にりましたが、お三方共ゴルフ暦が長く、かなりの上級者と聞いており、最大限迷惑をかけないように考えスタートをきりました。

当日晴天の中、コース際に今が盛りに咲いている蓮華つつじの赤や黄色の花を横目に見てコースレイアウトの素晴らしさに、さすが名門コースと感嘆した次第です。私自身、午前中は思いのほか好スコアが出て自分でも意外でした。

上手な人達とするゴルフの緊張感の賜物ではないかと自己分析をしつつ昼食で例外なく生ビールを軽くやり、午後

のスタート。酔いから覚めぬ内にグリーンでのパター、午前中好調であったパターも意識と手の動きが合わない。いつも思うことであるが、ああ飲まなきゃ良かった…。これが自分の実力かと段々落ち込んでいる内にホールアウト、それでも上がりはいつものとおりのスコアに自己満足しきりでありました。

全員がホールアウト後の表彰式で、ここ数年松本支部の会員が優勝されており、私を含め長野支部の会員が何とか優勝できないものかと期待をしつつ発表を待っておりましたら、なんと！私の名前が一番先に呼ばれ自分でもビックリ、思わず心の中で「やったー！」。竹下同好会長より、優勝カップを授与され、久々の優勝者の感激を味わうことができました。

今回のゴルフ大会にあたり、色々ご苦労して頂いた木曾支部並びに松本支部の会員の皆様に心より感謝申し上げる次第です。

来年度の総会は長野開催であり、総会共々ゴルフ大会に大勢の皆様の参加をお待ちしております。



## 長野支部・支所研修旅行

長野支部 大内 一之

平成21年6月19日（金）から20日（土）にかけて毎年恒例の長野支部・支所の研修旅行があり私も参加させて頂きました。今年の旅行先は立山黒部アルペンルートと宇奈月温泉で、また小説「劔岳 点の記」が映画化された記念に劔岳を見に行こうという事で参加したのは総勢28名でした。

当日は長野駅に朝7時に集合し、最初の目的地である黒部ダムへ向きのバスに乗車。白馬オリンピック道路を經由し立山黒部アルペンルートの長野県側の出発点である扇沢駅に到着。ここからトロリーバスに乗り換えて関電トンネルを通過、途中「黒部の太陽」で有名な破砕帯もバスの中から見て黒部ダム駅に到着しました。ここから徒歩で黒部ダムを横断（残念ながら放水はしていなかったものの高さ日本一のダムは大迫力でした）、次の目的地である室堂へ向けて出発しました。ケーブルカー、立山ロープウェイ、トンネルバスを乗り継ぎ室堂にあるホテル立山に到着、こちらで昼食となりました。こちらのホテルは標高2450mにあり日本最高所にあるホテルだそうで、最高所で飲んだビールは最高に美味しかったです。昼食後は出発まで少し時間があつたので室堂の周辺を散策しました。辺りには残雪があり気候も下界とは違い肌寒かったです。その後迂回して来たバスに乗り本日の宿泊地である富山の名湯宇奈月温泉にある宇奈月グランドホテルへ向かいました。宇奈月温泉と言えば民法第1条第3項「権利の濫用」の判例宇奈月温泉事件で有名ですが、こちらの温泉

はアルカリ性単純泉で疲労回復の効用があるそうでホテルに到着後さっそくその温泉に入り旅の疲れがとれました。さて疲れもとれたところで夜の宴会となりました。宴会では地元富山の海の幸、山の幸を堪能し大変盛り上がり一日目は終了しました。

二日目は朝食後にまた温泉に入りホテルを出発しました。ホテルを後にしてまず向かったのは(株)生産技術のロボットミュージアムです。こちらでは様々なロボットを見たりまた電動立乗り二輪車のセグウェイに試乗しました。次に富山名物のます寿司を買い物してから富山市役所に到着しました。こちらの展望台からは昨日越えて来た立山連峰と劔岳が霞んでいましたが見えました。そしてお昼は鱈汁定食を食べ富山を後にしました。

今回の旅行は心配された天候も二日とも晴れてとても良い旅となりました。最後になりましたが幹事様をはじめ皆様ありがとうございました。



室堂平にて立山を背景に

# お知らせコーナー

日調連発第71号  
平成21年6月17日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士会員検索システムの運用開始について（通知）

標記の件につきましては、かねてから準備を進めておりましたが、この度、下記のとおり運用を開始することとなりましたので通知します。

なお、公開する会員の情報につきましては、日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則第3条に掲げられているとおりでありますので、この旨貴会所属会員への周知方お願いいたします。

また、土地家屋調査士法人会員検索につきましては、現在開発中であり、準備が整い次第、公開することとしておいておりますことを申し添えます。

記

運用開始日 平成21年 6月26日

※ 連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/>) から検索ページにお入り下さい。

以上

平成21年5月25日

長野県司法書士会事務局 御中  
長野県土地家屋調査士会事務局 御中



長野地方法務局総務課長 塩澤 謙  
(連絡先 026-235-6611)

新型コロナウイルスに係る対応について（お願い）

新型コロナウイルスの流行が拡大していることを踏まえ、長野地方法務局としては、感染拡大防止のための対応策等を検討しているところですが、この度、当法務局と関係機関との間について、それぞれの職員及びその家族等において、感染の疑いが生じた場合や感染した場合における連絡体制を設けることになりました。

つきましては、当法務局と貴会との間の連絡体制については、下記のとおりとすることについて、御理解と御協力方をいただくとともに、会員の皆様に、この旨お知らせくださいますようお願いいたします。

記

長野県司法書士会及び同土地家屋調査士会との連絡体制

- 1 法務局からは各支部長あて電話で連絡することとし、本局にあつては総務課長から、支局にあつては支局長から行う。
- 2 両会からは、各支局長から、本局管内にあつては総務課長あて、支局管内にあつては支局長あて行っていただく。なお、感染に係る情報は緊急性を要することから、両会の会員又はその家族等から直接電話連絡いただくことも差し支えない。

機密性2 完全性2 可用性2  
(別紙)

**登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等**

**1 趣旨**

この留意点等は、登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱い（以下「本取扱い」という。）の対象及び事務処理上の留意点について定めるものである。

**2 対象**

- 本取扱いの対象となるものは、次のいずれにも該当する場合とする。
- (1) 登録免許税を納付して登記の申請をした場合であること。  
登記事項証明書交付請求その他の手数料を納付してした場合については、本取扱いの対象とならない。
  - (2) 司法書士、土地家屋調査士その他の申請代理人が登記の申請をした場合であること。  
すべての申請代理人がした登記の申請が対象となるものであり、司法書士及び土地家屋調査士がした登記の申請に限定しない。
  - (3) 別記第1号及び第2号の様式により作成した書面又はこれらの様式に準じて作成した書面（以下「代理受領申出書面」という。）を提出して、登録免許税の還付金の代理受領の申出をする場合であること。  
代理受領申出書面の提出がない場合は、本取扱いの対象とはならず、登録免許税法（以下「登録法」という。）第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税の還付金の代理受領なお、登記の申請書に添付した委任状に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合であっても、登録免許税の還付金の代理受領の申出には、別記第2号の様式により作成した委任状又は同号の様式に準じて作成した委任状（以下「受領委任状」という。）を提出しなければならぬものとする。この取扱いは、所轄税務署に還付通知書を送付する際に申請代理人が受領する権限を明らかにした書面の原本も送付してもらいたい旨の国税庁からの要請があるところ、登記の申請書に添付した委任状

口 調 連 発 第 7 5 号  
平 成 2 1 年 6 月 1 8 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いについて（お知らせ）  
当連合会の会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。  
この度、法務省民事局民事第二課から、様記について、別添のとおり情報提供を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
つきましては、貴会所属会員へこの旨周知いただきたく、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 内 容 : 登記の申請の際に納付した登録免許税に過納納があった場合の還付金を登記の申請代理人が代理受領する場合の取扱い及びその留意点について
- 2 開始日 : 平成21年6月22日（月）

機密性2 完全性2 可用性2

は申請代理人に返還し、又は申請書類つづり込み帳につづり込み込まれることとなるため、これを所轄税務署に当該書面の原本として送付することはできないことを踏まえたものである。

(4) 登記の申請を取り下げ（一部取下げを含む。）、又は過納納により、登録免許税の全部又は一部を還付する場合であること。

登記の申請を却下した場合は、本取扱いの対象とはならないので、登録法第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお、過納納により登録免許税の全部又は一部を還付する場合の還付金の代理受領については、あらかじめその旨を登記官に申し出した場合であっても、当該申請に係る登記の完了後速やかに代理受領申請書を提出したとき限り、本取扱いの対象となるものとする。当該登記の完了後速やかに代理受領申請書を提出しないときには、登録法第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

### 3 事務処理上の留意点

(1) 代理受領申請書面の記載内容等の確認

代理受領申請書面が提出されたときは、登記の申請書及びその添付書類の内容に照らして当該代理受領申請書面の記載内容に限り等がないかを確認するとともに、添付書類である委任状に押印されている委任者の印影と受領委任状に押印されている委任者の印影が合致するかの照合をするものとする。

なお、オンラインにより登記の申請をした場合であって、その添付情報に電磁的記録で作成されているとき、又は書面により登記の申請をした場合であって、その添付情報が不動産登記令第15条若しくは商業登記法第19条の2の規定により電磁的記録により作成され、提出されているときは、登記の申請に係る添付情報から委任者の印影を照合することができないので、代理受領申請書面のほか、委任者の印影の証明書（市区町村長又は登記官が作成したものであって、代理受領申請書面を提出した日の前3月以内に作成されたものに限る。）を提出させた上、当該印影の証明書と受領委任状に押印されている委任者の印影とを照合するものとする。この場合において、当該印影の証明書の原本還付の請求があったときは、これ

機密性2 完全性2 可用性2

に応じて差し支えないが、その原本還付の時期は、登記官が印影の照合をした後とするものとする。

(2) 還付通知書の作成等

(1)の確認の結果、代理受領申請書面に不備等がない場合には、不動産登記事務取扱手続準則（以下「不登準則」という。）別記第93号又は商業登記等事務取扱手続準則（以下「商登準則」という。）別記第48号の様式による還付通知書を作成し、所轄税務署に通知するとともに、不登準則第128条又は商登準則第76条の規定に従って処理をするものとする。この場合における還付通知書の記載例は、別添のとおりとするものとする。

なお、受領委任状は、あらかじめその写しを作成し、還付通知書とともにその原本を所轄税務署に送付するものとし、作成した受領委任状の写しは、別記第1号の様式により作成した書面又は同様の様式に準じて作成した書面（以下「還付通知請求・申出書」という。）とともに、登録免許税関係書類つづり込み帳（不登準則第21条第2号又は商登準則第15条第1項第10号）につづり込み込んで保管するものとする。

また、(1)のなお書面の場合において提出された委任者の印影の証明書は、その原本（原本の還付をしたときは、その謄本）を登録免許税関係書類つづり込み帳につづり込み込んで保管するものとする。

(3) 復代理人による代理受領

復代理人により登記の申請がされている場合は、申請人が還付金の受領を代理人に委任すること及び代理人がこれを復代理人に委任することが必要であるから、申請人及び代理人がそれぞれ作成した委任状を添付させるものとする。ただし、登記の申請の復代理人が還付金受領については申請人から直接受任しているときは、当該復代理人に、復代理人を選任した場合において代理人が還付金受領を受任しているとき（還付金の受領については復代理がされていないとき）は、当該代理人に、それぞれ還付金の受領を認めるものとする。

なお、本取扱いは、登記の申請を取り下げたものについて、再使用証明と同様に、再度登記の申請をする際の便宜のために認められるものと考えられることから、申請代理人（復代理人を含む。）となった者以外の者を還付金受領の代理人とすることは、認めないものとする。

別記第1号

運付通知請求・申出書 運付を受くべき金額		金 円
納税地	(住所に同じ)	
納付方法及び 収納機関の名称	1 印紙 2 領収証書 [ 銀行 郵便局 3 電子納付 [ 支店 税務署 ]	
希望する運付場所	受領代理人の口座 フリガナ ( ) [ 銀行 郵便局 電話番号 ( ) (普通口座) 口座 ( )	
備考	受領代理人への運付を希望 受領代理人連絡先 ○○-○○○○-○○○○ 添付書類 運付金の代理受領権限を証する委任状 委任者の印鑑証明書	
上記のとおり登録免許税法第31条第2・5・6項の規定により申し出ます。 平成 年 月 日 申請人 住所 氏名 申請代理人 住所 氏名 支 局 御 中 印 法務局 出張所		

\* 赤字は、記法例である。

機密性2 完全性2 可用性2

(4) 法人の代表者の印鑑証明書の添付に関する特例

受領委任状を作成した者が法人の代表者である場合において、代理受領申出書面を提出する登記所が、当該法人の代表者が印鑑を提出している登記所と同一であり、かつ、当該受領委任状に当該登記所に提出している印鑑が押印されているときは、印鑑の証明書の添付を省略しても差し支えないものとする。この場合においては、運付通知請求・申出書の備考欄にその旨を記載させるものとする。

(5) 司法書士又は土地家屋調査士が申出をする場合の運付通知請求・申出書の記載

司法書士(司法書士法人を含む。)又は土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)が申出をする場合は、司法書士法施行規則第28条第1項又は土地家屋調査士法施行規則第26条第1項の規定に従い、運付通知請求・申出書の末尾又は欄外に記名し、職印を押させるものとする。

(6) 所轄税務署からの問い合わせ

運付金の代理受領に関し、運付通知書を提出した税務署から照会があった場合には、登記所における本人確認(印鑑の照合により確認している旨)の経緯を回答するものとする。

4 本取扱いの開始時期

本取扱いは、平成21年6月22日から施行するものとし、同日以降において登記が完了していない事件のすべてを対象とするものとする。

別記第2号

○代理人が運付金を受領する場合には必要となる委任状

委 任 状  
ウケトリ サブロウ

受任者 フリガナ ウケトリ サブロウ  
氏 名 受 取 三 部  
住 所 東京都千代田区〇〇町〇丁目〇一〇

上記の者に下記登記に係る登録免許税の運付金の受領権限を委任する。

登記の目的	所有権移転
受付年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
受付番号	第〇〇〇〇〇号
管轄法務局	〇〇法務局・地方法務局 〇〇支局・出張所

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 E

委任者（登記申請人）  
（フリガナ） トウキ シンイナ

氏名又は名称 委 任 者  
住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇一〇

御注意  
①委任状には、登記の申請書又は委任状に押した印鑑を押し願います。  
②委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に運付されないことがあります。

※ 赤字は、記載例である。

(別添)

日 記 簿 年 月 日  
平成 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所  
登記官

印

運 付 通 知 書

登録免許税法第31条第1項の規定により、通知します。

登記の区分	
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号	
運付金額	金 円
運付原因	1 却下 2 取下 3 過剰納
運付原因の日	
納付方法	1 印紙 2 領収証書 銀行 郵便局
収納機関の名称	3 電子納付 支店 税務署
申請人の氏名・住所	申請人 住所〇〇 氏名〇〇 受領代理人 住所〇〇 氏名〇〇 (受領代理人連帯先 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)
納税地	( 同 上 )
運付通知の請求・申出の別・年月日	1 運付通知請求 平成 年 月 日 2 運付申出
希望する運付場所	受領代理人の口座 ( ) 銀行 郵便局 フリガナ ( ) 支店 税務署 代理人印 ( ) (普通当座)口座 ( )
備 考	受領代理人口座への運付

※ 赤字は、記載例である。

日 期 通 号 第 7 4 号  
平 成 2 1 年 6 月 1 8 日

各 土 地 家 屋 調 査 士 会 長 殿

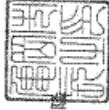
日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 長 殿

職 務 上 請 求 書 の 取 扱 い に つ い て ( 参 考 送 付 )

この度、京都府亀岡市長から、職務上請求書の取り扱いについて、別添（平成21年6月10日付付21市第1124号）のとおり要請がありましたので、参考送付いたします。

21 市 第 1124 号  
平 成 2 1 年 6 月 1 0 日

日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 会 長 殿  
松 岡 直 武 様



亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

職 務 上 請 求 書 の 取 扱 い に つ い て

初夏の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。さて、上記のことについて、昨今、職務上請求用紙を不正に使用した戸籍謄本等の写しの不正取得事件が起りました。このことは、市民はもとより適正な個人情報管理に努める自治体の信頼を裏切る行為であり、改めて遺憾の意を強くしております。

戸籍謄本等という最も重要な個人情報をも不正に取得し、他の目的に利用したことは、法に即った適正な管理を妨げるだけでなく、ひいては、身元調査など基本的人権の侵害につながる行為であり、決して看過できるものではありません。

今後このようなことが二度と起こることがないよう、貴会におかれましても防止に向けての具体的な対策を講じられることを強く要望するものです。

本市におきましては、不正取得者に対して厳重抗議するとともに、被取得者本人へ取得者の氏名等を告知することにより、御承知くださ

い。今後とも、職務上請求用紙の適正使用について会員皆様方にお知らせいただき、戸籍及び住民基本台帳事務の公正かつ円滑な執行に御理解御協力をお願い申し上げます。

担 当 京 都 府 亀 岡 市 安 町 野 々 神 8 番 地  
亀 岡 市 戸 籍 謄 本 等 不 正 取 得 対 策 本 部 専 務 局  
環 境 市 民 部 市 民 課 人 員  
生 涯 学 習 部 人 権 啓 発 課 森  
電 話 0 7 7 1 - 2 2 - 3 1 3 1 ( 代 表 )

平成21年6月23日

関東ブロック協議会  
各会オンライン登記申請促進PT委員長各位

関東ブロック協議会  
オンライン登記申請促進組織  
統括責任者 木村保成  
リーダー 原田克明

**オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」による  
Javaのアップデートに関する注意事項について**

平素は、オンライン登記申請促進に係る活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法務省オンライン申請システムをご利用いただく際に必要な Java 2 Runtime Environment (以下「JRE」という。)のバージョンにつきまして、JRE 6 update 12 の脆弱性が公表されたことを受け、平成21年5月22日に、同システムの対応バージョンがJRE 6 update 13 に移行いたしました。

このため、今後、法務省オンライン申請システムを正常に利用するためには、JavaをJRE 6 update 13 にバージョンアップさせる必要があります。

このバージョンアップ作業を行うにあたり、日商連作成によるオンライン申請環境設定ソフト「らくらく」についても、同作業に対応させた最新版が日商連HP「会員の広場」に公開されました。

つきましては、下記手順及び注意事項等をご参照の上、最新版「らくらく」の使用をもって、必ず Java のバージョンアップ作業を行われるよう、貴会員へのご周知方をお願いいたします。

**《 JREをバージョンアップさせるための手順 》**

**1. 不要なプログラムを削除する**

(1) 「法務省オンライン申請システム」を削除する。

まず、「コントロール パネル」から、「プログラムの追加と削除」を選択し、現在インストールされている「法務省オンライン申請システム」を削除します。

(2) JAI (Java Advanced Imaging Image I/O Tools) を削除する。

(3) Java のプログラム (JRE) (Java) もしくは「J2SE」ではじまる全てのプログラ  
ム) を削除する。

現在インストールされている Java のプログラムについては、いったん全て削除します。  
※ これまで別のバージョンの Java や複数の Java が入っていて、正常に動いていた場合でも、同作業に伴って Java の整理をしていただかないと、法務省オンライン申請システムが正常に動作しなくなる場合があります。

また、Java のプログラムを削除すると、他のプログラムに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

**2. 必要なプログラムをインストールする**

(1) 「らくらく」(rakuraku\_12.exe) をダウンロードし、各種ツールをインストールする。

(2) JAI (Java Advanced Imaging Image I/O Tools) を再インストールする。

登記情報提供サービスの地図・画面サービスをご利用の場合は、上記入替え作業後に下記(財)民事法務協会URLを参考に JAI (Java Advanced Imaging Image I/O Tools) の再インストール作業が必要になります。

登記情報提供サービスホームページ <http://www1.touki.or.jp/JINS/IAI.html>

日 調 連 発 第 1 1 3 号  
平 成 2 1 年 7 月 9 日

各 土 地 家 屋 調 査 士 会 御 中

日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会  
特 定 認 証 局 責 任 者 関 根 一 三

日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 特 定 認 証 局 電 子 証 明 書 発 行 に つ い て

当連合会の会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。さて、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書（以下「ICカード」という。）の発行に際しましては、電子署名及び認証業務に関する法律等の電子署名に関連する関係法令及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局運用規程に基づき、厳正な審査を求められていることから、送付いただきましたICカード利用申込書（以下「利用申込書」という。）・住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍簿本及び土地家屋調査士名簿を全て照合し、審査を行っております。

現在のところ、たいへん多くのお申込をいただいております。可能な限り早期に、ICカードを発行できるよう努めておりますところ、最近、審査不合格の条件が大変多くなっており、審査不合格の場合、利用申込書を返送し、訂正や土地家屋調査士名簿に登録された事項の変更等を行っていただき、再度送付していただくこととなることから、ICカードの発行が通常より遅くなる事情にあります。

そこで、審査不合格となる例を別紙に掲げましたので、ご参考としていただきますよう会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、利用申込書は、利用申込書作成時点における土地家屋調査士名簿に基づき作成しております。

おって、本件は、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/ic-late.html>）等で周知いたしており、連合会報（土地家屋調査士）にも掲載する予定であります。

【別紙】

利用申込書に関する審査不合格の例

1. よくある軽微な相違

「住民票の写し」の住所と「利用申込書（原簿）と土地家屋調査士名簿と同一内容」記載の自宅（住居）につきまして、一併一対同じである必要があります。以下のような例でも審査不合格の対象となります。

住民票の写し	利用申込書（土地家屋調査士名簿）	相違内容
三崎町1丁目2番地10号	三崎町1丁目2番10号	番地と番
三崎町1丁目2番の10号	三崎町1丁目2番10号	“の”があるなし
三崎町1丁目2番10号	三崎町1丁目2番10号	建物名があるなし
土地家屋調査士名簿		
三崎町1丁目2番10号	三崎町1丁目2番10号	部屋番号があるなし
土地家屋ビル501	土地家屋ビル	
千代田区霞ヶ丘1-2-3	千代田区霞ヶ丘1-2-3	ヤとク
霞ヶ丘1-2-3	霞ヶ丘1丁目2番3号	住所の略称表記

なお、以下のような例は審査合格となります。

住民票の写し	利用申込書（土地家屋調査士名簿）	相違内容
三崎町1丁目2番10号	三崎町1丁目2番10号	漢数字とローマ数字

対処方法

住民票の写しめとおりには住所の記載をしてください。

記載方法

相違の原因となる箇所は二重線を引き、その上から印鑑登録証明書で証明される範囲で訂正印を押印し、照会内容に正しい情報を記入してください。上記のような軽微な相違については適合会で、土地家屋調査士名簿の修正可能です。

2. 住所移動等による相違

対処方法

所属する土地家屋調査士会は、土地家屋調査士登録事項変更届出書を送付し提出し、住民票の写しとおりには土地家屋調査士名簿の変更がなされるように手続きをしてください。その上で、利用申込書と住民票の写しとに一致するように記載してください。

※土地家屋調査士法第14条に「調査士は、土地家屋調査士名簿に記録を受けた事項に変更（所属する調査士会の変更を除く。）が生じたときは、遅延なく、所属する調査士会を通知して、調査士会連合会



代理店認定番号欄に数字6桁のAIDR代理店認定番号を記入してください。

添付書類（公文書）に関する審査不合格の例

- ホ、提出いただく公文書「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄本」  
 いずれもコピーは不可とされております。また、発行日から1ヶ月以内のものをお送り  
 ください。
  - ハ、公文書記載の漢字について  
 利用申込書（土地家屋調査士名簿）と公文書記載の漢字が異なる場合は、「誤字修正・正  
 字一覧表（平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達）」及び「戸籍出版  
 行規則昭和22年司法省令第94号」別表第二「漢字の表（第60条附録二）」にもとづき、  
 J1S1もしくはJ1S2の漢字に置き換えます。ただし置き換えが出来ない字に關しま  
 しては、以下のとおりご対応ください。
  - ホー1、利用申込書（土地家屋調査士名簿）記載の漢字に合わせる場合  
 役所等に連絡をとっていただき、公文書の漢字を利用申込書通りの漢字に変更し、作り  
 直した公文書を送付してください。
  - ホー2、公文書記載の漢字に合わせる場合  
 土地家屋調査士名簿の漢字を公文書記載の漢字に合わせる場合、土地家屋調査士登録事  
 業変更届出書を所属の土地家屋調査士会に提出してください。また、利用申込書を訂正し、  
 送付してください。
- 置き換え対応である文字の例  
 「崎と崎」、「高と高」、「辺と邊」等
- 置き換え不可である文字の例  
 「辺と邊」、「崎と嶺」、「高と嶺」等

2回目以降の発行について

- イ、入金について  
 利用申込書をお送りいただく前に入金し、振込振込書又は領収書等の様のコピーを利用

- 申込書に同封してください。ネットバンキング利用の場合は、振込終了の画面を印刷し、  
 それをお送りください。入金の確認が終わるまで、2回目以降の発行はできません。
- ロ、添付書類（公文書）について  
 2回目以降の発行の場合も、公文書（住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄本）が必  
 要となります。
- ホなお、利用申込書や公文書をFAXやメールでお送りいただいても審査はできません  
 ので、予めご了承ください。

契  
印  
民

機密性2 完全性2 可用性2  
法務省民二第1636号  
平成21年7月3日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

不動産登記事務取扱手続規則の一部改正について（通達）  
平成17年2月25日付け法務省民二第456号当輪通達「不動産登記事務取扱手続規則」の一部を別紙のとおり改正し、本年8月3日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に同知方取り計らい願います。

別紙

機密性2 完全性2 可用性2

第40条第2項第1号中「別紙の請求番号何番の」を「上記の」に改め、「（注）別紙として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。」を削る。

日 調 連 第 1 1 7 号  
平 成 2 1 年 7 月 1 4 日

各 土 地 家 屋 調 査 士 会 長 殿  
連 合 会 役 員 殿

日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 会 長

法 務 省 民 事 局 長 通 達 の 送 付 に つ い て ( 通 知 )

法 務 省 民 事 局 長 及 び 地 方 法 務 局 長 及 び 地 方 法 務 局 長 へ 下 記 の 通 達 が 発 せ ら れ ま し た の で、 参 考 の た め 通 知 し ま す。

記

平 成 2 1 年 7 月 3 日 付 け 法 務 省 民 事 第 1 6 3 6 号 法 務 省 民 事 局 長 通 達  
「 不 動 産 登 記 事 務 取 扱 手 続 準 則 の 一 部 改 正 に つ い て ( 通 達 ) 」

不 動 産 登 記 事 務 取 扱 手 続 準 則 ( 平 成 1 7 年 2 月 2 5 日 付 け 法 務 省 民 事 第 4 5 6 号 民 事 局 長 通 達 )  
( 傍 線 部 分 は 改 正 部 分 )

新	旧
<p>( 登 記 識 別 情 報 の 通 知 ) 第 4 0 条 ( 略 ) 1 ( 略 ) 2 ( 略 ) ( 1 ) 請 求 に 係 る 登 記 が 有 る が、 当 該 登 記 の 登 記 名 義 人 に つ い て の 登 記 識 別 情 報 が 通 知 さ れ、 か つ、 失 効 し て い な い と き。 「 上 記 の 登 記 に 係 る 平 成 何 年 何 月 何 日 受 付 算 何 号 の 登 記 識 別 情 報 に 関 す る 証 明 の 請 求 に つ い て は、 次 の 理 由 に よ り、 証 明 す る こ と は で き ま せ ん。」 当 該 登 記 に 係 る 登 記 識 別 情 報 が 通 知 さ れ、 か つ、 失 効 し て い ま せ ん。 ( 注 ) ( 略 ) ( 附 則 )</p>	<p>( 登 記 識 別 情 報 の 通 知 ) 第 4 0 条 ( 略 ) 1 ( 略 ) 2 ( 略 ) ( 1 ) 請 求 に 係 る 登 記 が 有 る が、 当 該 登 記 の 登 記 名 義 人 に つ い て の 登 記 識 別 情 報 が 通 知 さ れ、 か つ、 失 効 し て い な い と き。 「 別 添 の 請 求 番 号 何 番 の 登 記 に 係 る 平 成 何 年 何 月 何 日 受 付 算 何 号 の 登 記 識 別 情 報 に 関 す る 証 明 の 請 求 に つ い て は、 次 の 理 由 に よ り、 証 明 す る こ と は で き ま せ ん。」 当 該 登 記 に 係 る 登 記 識 別 情 報 が 通 知 さ れ、 か つ、 失 効 し て い ま せ ん。 ( 注 ) ( 略 ) ( 注 ) 別 添 と し て、 請 求 情 報 又 は 請 求 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 添 付 す る。 な お、 請 求 情 報 に お い て 明 ら か に さ れ た 各 不 動 産 を 特 定 す る た め の 番 号 ( 請 求 番 号 ) に よ り 証 明 に 係 る 不 動 産 及 び 登 記 を 特 定 す る も の と す る。 ( 2 ) ~ ( 4 ) ( 略 ) 3 ・ 4 ( 略 )</p>

# 会 務 日 誌

	用 件	出 席 者	場 所
21. 4. 3	ADRセンター 調停	武井弁護士、西澤(弘)調停員、西澤(美)調停委員	会 館
21. 4. 4	決算・会計相談	倉田会計事務所、半田税理士、事務局	会 館
21. 4. 4	横田今朝夫氏黄綬褒章を祝う会	中村名誉会長、小出会長	高崎ビューホテル
21. 4. 10	第1回正副会長会議 ①21年度事業について ②第61回定時総会について	正副会長	会 館
21. 4. 10	下半期監査 ①平成20年度下半期会計・会務監査 ②会計・会務報告	北村代表・太田・大塚監事・会長・上原副会長・小山財務部長	会 館
21. 4. 11	総会会場下見	小出会長・上原副会長・荒井部長・小泉支部長・越取支部長	ホテル翔峰
21. 4. 16	第1回理事会 ①第61回定時総会について ②会務・事業報告について ③会計決算・予算案について	正副会長・各理事	会 館
21. 4. 16	理事会・支部長会・長調政連合同会議 ①第61回定時総会について ②会務・事業報告について ③会計決算・予算案について	正副会長・各理事・各部長・各支部長・長調政連役員	会 館
21. 4. 17	上田支部総会	上島副会長	ささや
21. 4. 17	伊那支部総会	中塚理事	信州INAセミナーハウス
21. 4. 21	長野県弁護士会 新役員披露会	小出会長	犀北館
21. 4. 22	木曾支部総会	小出会長	いわや旅館
21. 4. 22	大町支部総会	宮下副会長	いろは亭
21. 4. 23	松本支部総会	宮下副会長	モンテニュー松本
21. 4. 24	長野支部総会	小出会長	メルパルク長野
21. 4. 24	飯山支部総会	上島副会長	びっくわん
21. 4. 24	佐久支部総会	小山理事	ホテル一万里
21. 4. 24	諏訪支部総会	藤森副会長	ホテル紅屋
21. 4. 24	飯田支部総会	芦澤理事	三宣亭本店
21. 4. 28	第1回関プロ会長会議 ①連合会役員候補者の推薦について ②その他	小出会長	神奈川会

21. 4. 30	業務研修部会 ①CPD運用の引継ぎ ②21年度調査士会への提言 ③その他	宮下副会長・松本部長・部員	会 館
21. 5. 8	関プロ 監査会	小出会長	神奈川会
21. 5. 12	選挙管理委員会	小出会長・上原副会長・選挙管理委員	会 館
21. 5. 15	長野県司法書士会定時総会	小出会長	犀北館
21. 5. 19	埼玉会定時総会	上島副会長	ラフォーレ清水園
21. 5. 22	第8回長調政連定時大会 ・平成20年度活動報告・会員異動状況の件 ・第1号議案 平成20年度収入・支出決算承認の件 ・第2号議案 平成21年度運動方針(案)決定の件 ・第3号議案 平成21年度収入・支出予算(案)決定の件 ・第4号議案 役員選任規程一部改訂案 ・第5号議案 役員改選の件	総役員 会員 出席者 113 委任状 160	ホテル翔峰
21. 5. 22	第61回本会定時総会 ・平成20年度会務及び事業報告の件 ・第1号議案 平成20年度収入・支出決算承認の件 ・第2号議案 平成21年度事業計画(案)決定の件 ・第3号議案 平成21年度収入・支出予算(案)決定の件 ・第4号議案 会則92条調査測量実施要領を定める件 ・第5号議案 役員改選の件	総役員 会員 出席者 170 委任状 196	ホテル翔峰
21. 5. 26	一日合同行政相談 上田支部 全相談件数 65件 調査士業務関係 2件	久保田支部長	トニーカ堂上田店
21. 5. 26	栃木会定時総会	上島副会長	りんどう湖ロイヤル
21. 5. 27	千葉会定時総会	上原副会長	オークラ千葉ホテル
21. 5. 28	神奈川会定時総会	宮下会長	ロイヤルホールヨコハマ
21. 5. 28	山梨会定時総会	芦澤理事	ベイクラシック甲府
21. 5. 29	東京会定時総会	上島副会長	東天紅
21. 5. 29	群馬会定時総会	宮下会長	ウエルシティー前橋
21. 5. 29	静岡会定時総会	宮下会長	ホテルアリア静岡
21. 6. 3 21. 6. 4	第2回関プロ会長会議 ①平成20年度事業経過報告、決算報告について ②平成21年度事業計画(案)、予算(案)について ③その他	小出名誉会長・宮下会長	草津ホテル櫻井
21. 6. 4	第1回ADR 運営委員会 ①法制部への認証申請について ②次期運営委員会および運営委員について ③第1回研修会について ④その他	内山委員長、相馬弁護士、小泉副委員長、松本部長、各委員	会 館
21. 6. 5	新役員法務局挨拶	宮下会長、上原副会長、上島副会長、芦澤副会長	長野地方法務局

21. 6. 5	第2回正副会長会議 ①各部担当者について ②顧問・相談役・参与候補者委嘱について ③連合会の代議員候補者について ④その他	正副会長	会 館
21. 6. 5	新旧引継ぎ会 ①顧問弁護士報酬額について ②役員の損害保険について ③みなし退会について ④重要会則条文の引継ぎ ⑤会計規程の見直し ⑥会員研修会について ⑦連合会業務形態実態報告書を活用した資料作成 ⑧罹係座標原点記念式典の公嘱との詰めについて ⑨境界に関する市町村相談件数の結果について	小出前会長、藤森前副会長、荒井前総務部長、小山前財務部長、松本前業務研修部長、奥原前広報部長、宮下会長、上原副会長、上島副会長、芦沢副会長	会 館
21. 6. 10	第2回理事会 ①各部担当者について ②顧問・相談役・参与候補者委嘱について ③6月15・16連合会総会の代議員候補者選任について ④注意勧告理事会候補者の選任について ⑤紛議の調停委員会候補者の嘱託について ⑥苦情処理委員候補者の選任について ⑦ADR運営委員について ⑧正副会長会議及び理事会の年間開催概略予定 ⑨前役員からの継続協議事項の検討 ⑩その他	各理事	会 館
21. 6. 10	第1回支部長会 ①議長、副議長の選出について ②長調政連、政連幹事長の委嘱について	各支部長	ちぎら会館
21. 6. 10	監事会 代表監事の選出について	各監事	ちぎら会館
21. 6. 10	綱紀委員会 委員長、副委員長の選出について	各委員	ちぎら会館
21. 6. 10	長調政連 担当役員の決定	各役員	ちぎら会館
21. 6. 10	総役員会	各役員	ちぎら会館
21. 6. 12	一日合同行政相談 松本 全相談数 79件 調査士業務関係 7件	青木支部長	井上百貨店
21. 6. 15 21. 6. 16	日調連定時総会 ・第1号議案 (イ)平成20年度一般会計収入支出決算報告承認の件 (ロ)平成20年度特別会計収入支出決算報告承認の件 ・第2号議案 役員選任の件 ・第3号議案 平成21年度事業計画(案)審議の件 ・第4号議案 (イ)平成21年度一般会計収入支出予算(案)審議の件 (ロ)平成21年度特別会計収入支出予算(案)審議の件 ・第5号議案 土地家屋調査士倫理規程決議の件	正副会長、松本部長、中塚次長	京王プラザ

21. 6. 19	第3回関プロ会長会議 ①第55回定例総会開催について ②任期満了に伴う役員改選について ③その他	小出名誉会長、宮下会長	神奈川会
21. 6. 22	南牧村役場と打合せ 第Ⅷ系原点標設置関係	宮下会長、上島副会長、松本部長、北澤理事、伊藤理事	南牧村
21. 6. 23	業務研修部会 1.7月8日会員研修について ①伝達研修の内容について検討 ・CPDの説明 ・DID基準点について ②当日の日程、役割分担について 2. CPDについて ①7月8日研修におけるCPD管理方法(事務局を交えて検討) ②CPDの今後の運用等について 3. 調査・測量実施要領の会則92条への位置づけについて 4. 本年度の業務研修部の事業について 5. その他	宮下会長、芦澤副会長、菅澤次長、佐藤理事、海野理事、養輪理事、金田理事、丸山理事、松本前業務研修部長	会館
21. 6. 24	総務部会 ①事業の具体的推進及び業務の分担について ②会則、規程の見直しについて ③支部規則変更承認について ④会員名簿の作成について ⑤その他	上原副会長、荒井部長、武井理事、竹内理事	会館
21. 6. 24	広報部会 ①21年度事業計画と役割分担の確認について ②その他	上島副会長、松本部長、北澤理事、伊藤理事	会館
21. 6. 24	広報部・会報編集委員会・IT委員会合同会 ①21年度事業計画と役割分担の確認について ②その他	上島副会長、松本部長、北澤理事、伊藤理事、小池委員、品田委員、一ノ瀬委員、佐藤委員、宮崎委員	会館
21. 6. 29	第3回正副会長会議 ①第3回理事会議案について ②小出名誉会長祝賀会について	正副会長	会館

## 会員の動静

### 新入会員

	氏名	北村 和也 (キムラ カズヤ)	生年月日	昭和39年 4月 6日
	入会年月日	平成 21年 4月 10日	登録番号	2543
	事務所	〒380-0814 長野市大字鶴賀西鶴賀町1473	電話番号 F A X	026-266-0032 026-223-8332
	氏名	早川 嘉幸 (ハヤシ タカユキ)	生年月日	昭和37年 2月 8日
	入会年月日	平成 21年 4月 20日	登録番号	2544
	事務所	〒395-0075 飯田市白山通り3丁目370番地 バス停 鶴ヶ野103号	電話番号 F A X	0265-48-0037 0265-48-0029

### 退会

所属支部	氏名	登録番号	退会年月日	備考	名簿ページ
佐久	高見沢宗秀	2176	平成21年 5月25日	死亡	29

### 事務所変更

所属支部	氏名	郵便番号	事務所	電話番号 F A X	名簿ページ
長野	西澤元弘	380-0906	長野市七瀬617番地	026-229-6312 026-229-6313	3
松本	望月勝利	390-0811	松本市中央2丁目6番2号	0263-35-4151 0263-32-8505	55
松本	田口正義	399-0745	塩尻市大門桔梗町1番2号	0263-52-2470 0263-53-1882	59
松本	田口正幸	399-0745	塩尻市大門桔梗町1番2号	0263-52-2470 0263-53-1882	59
長野	清水泰之	380-0803	長野市三輪7丁目7番9号	026-225-9887 026-225-9887	5

### 訃報

佐久支部 高見沢 宗 秀 平成21年 5月25日逝去 (享年63歳)

謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

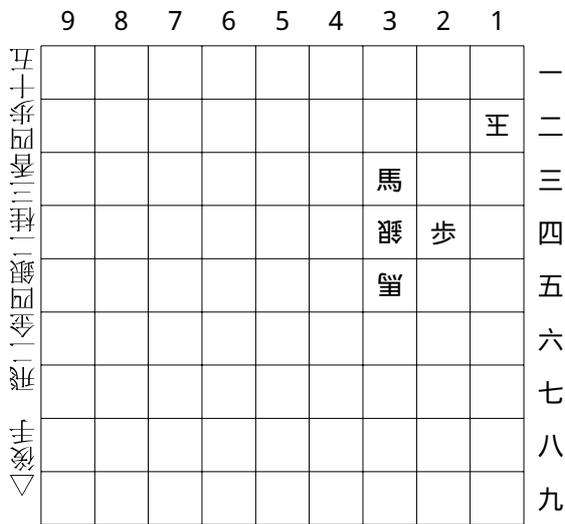
俳句

長野支部 武田代栄

境界が曖昧のままくずの花  
 故郷や限界村の春祭り  
 一族の苔の奥津城揚げひばり  
 箱庭の池を出たる水の音  
 信州は大河を育てこぶし咲く  
 山峡に幟はためく五月かな  
 仁王門眺めていけば不如帰  
 紫陽花や混迷深まる永田町

詰将棋

今回の詰将棋の問題図



▲先手 銀桂歩二

【ヒント】  
 打ち歩詰めを回避しながら攻めて下さい。

解答は41ページにて掲載  
 (長野支部 北原匡尚)

会報春号の詰将棋の解答と解説

【解答】

2二角成、同玉、3一角、同玉、3二飛、同玉、5二飛成、3一玉、4二竜まで9手詰め。

【解説】

とにかく1三に逃がさないために2二角成です。これは同玉しかありません。次も1三に逃がさないために3一角と打ちます。1二玉は3二飛まで、3二玉は4二歩成までですから同玉しかありません。次も思い切って3二飛と捨てます。4一玉は4二歩成までですから同玉しかありません。ここで5二飛成とすれば2二へはもう逃げられません。4二に合い駒をしたいところですが、無駄な合い駒は詰将棋の場合は、禁止されていますから3一玉と逃げるしかありません。最後は4二竜としてとどめを刺します。大駒を3枚捨てて見事に詰みました。



## 財務部・広報部の今年度の活動について

副会長・財務部長（広報担当） 上 島 孝 雄

今期は、財務担当兼部長・広報部担当副会長の役職を担当させて頂く事になりました。

財務部では、5月22日の第61回総会にて承認された予算に基づき中塚憲次長とともに、各部と協力して事業計画を実行していきます。

不動産登記法改正にともない今年度に限らず本会の事業は、様々な事業計画があり適正かつ速やかに実行していく必要があります。100年に一度といわれる昨年度後半からの経済の不安定な中、我々を取り巻く環境は以前にまして厳しい状況にあり、一般経済の落ち込み・不動産取引の落ち込み・住宅着工数の落ち込みによる事件数の減少、又会員の減少等もあり前年度総務部を中心として本会の適切な会費のあり方を検討いたしました。今年度も総務部とともに検討を重ねて行きたいと考えております。

ただ今年度は従来どおり定額会費と比例会費の2本立てです。とくに比例会費については、会則、証紙貼用規定にあるように、適切な対応を引き続きお願い致します。

財務部として本会の会務運営に関し、収入・支出に対し健全財政を維持するためにも、各部と協力して予算執行に努めてまいります。

広報部では、総会で承認された事業計画の会報編集・発行、ホームページの充実、制度啓蒙・広報活動の実施、無料登記相談会の実施を実行します。松本誠吾部長、北澤正夫理事、伊藤正彦理事で対応しています。土地家屋調査士の制度と業務の広報の重要性を再認識し、それぞれの実施に向けて速やかに対応していきます。

今年度も会員の皆様のご理解のもと、適切な対応・御協力をお願い致します。

政治連盟に加入しましょう  
政治連盟は調査士制度発展のために  
力を尽くします

## 長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380 - 0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026 - 232 - 4566

F A X 026 - 232 - 4601

## 長野県土地家屋調査士政治連盟 役員名簿

[ 平成21年・22年 ]

会 長	小 出 國 正
副 会 長	宮 下 照 也
幹 事 長	上 原 兼 雄
副 幹 事 長	各支部長（10名） 寺 島 範 昭（長野） 清 水 明 夫（飯山） 久保田 勝 芳（上田） 塩 川 靖 雄（佐久） 堀 口 隆（諏訪） 関 昭 夫（伊那） 宮 下 富 男（飯田） 青 木 完 氏（松本） 越 取 淳 一（木曾） 藤 原 賢 司（大町）
会 計 責 任 者	上 島 孝 雄
会 計 責 任 者 職 務 代 行 者	芦 澤 文 博
監 事	藤 森 英 俊                      小 山 良 生

### 今回の詰将棋の解答と解説

#### 【解答】

2三銀、 1三玉、 2五桂、 同銀、 1四歩、 同銀、 2二銀不成、 1二玉、  
2三歩成、 同銀、 1三歩、 同局、 1一銀成まで13手詰め。

#### 【解説】

初手は 2三銀です。 1三玉に対して 1四歩と打ちたいのですが、打ち歩詰めの反則です。 1四歩を取ってもらうためにわざと 2五桂と捨て守り駒をおびき寄せます。これには 同局もありますが、解答よりも2手、早く詰むので 同銀が正解です。（玉方はできるだけ長い手数で詰むように最善を尽くすのが詰将棋のルールです）次は 2二銀不成とします。 1二玉と逃げるしかありません。ここでも 1三歩と打ちたいのですが、またまた反則になってしまいます。 1三歩を馬に取ってもらうためにわざと 2三歩成と捨てます。これは 同銀しかありません。これで馬が1三に利きました。 1三歩と打ち 同馬に 1一銀成として見事に詰みました。打ち歩詰めに回避するために、わざと玉方の守り駒の働きを強くしてやるところがこの将棋のポイントです。

## 新局長紹介



本会事務局の局長を紹介します。

せき のり みつ  
関 訓 充

出勤日 平成21年4月1日

どうかよろしくお願いします。

## 編集後記

第61回長野県土地家屋調査士会定時総会が5月22日松本市の美ヶ原温泉ホテル翔峰にて開催され無事終了致しました。

本年は役員改選期に当り長年会長職として御苦労いただいた小出会長が退任し新会長には松本市の宮下照也先生が選ばれました。

新執行部も宮下会長の元、一同張り切っております。

当広報部も昨年より準備しておりました制度制定60周年記念に向けての第 系座標原点設置事業並びに記念式典が目の前に迫り緊張しております。

この件に関しては昨年度より御苦労いただいた本会の役員様、公嘱協会の役員様、南牧村の皆様が一心に努力、協力して下さった賜物ですので皆様方の期待を裏切らない為にも是非成功させたいです。

本号から 新メンバーによる編集発行です。不慣れで至らない面も多々あると思いますが一同頑張りますので宜しくお願い致します。

広報部理事 北澤正夫



記念碑の前で、新編集委員



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO